

第7回 船橋市総合計画審議会 会議録

日時 令和3年8月23日（月） 10:00～11:50

場所 船橋市役所 9階 第1会議室

出席者

<出席委員>

宇於崎委員、牛山委員、柏木委員、中原委員、藤野委員、宮脇委員、屋代委員、土屋委員、平川委員、三須委員、若生委員、稲垣委員、小淵委員、深尾委員、萬屋委員、大川委員、小林委員、矢部委員

<市出席者>

杉田副市長、企画財政部長

<事務局>

政策企画課長、政策企画課長補佐、政策企画課総合計画係長

<関係部局>

【住まい】

建設局長、市民生活部長、建築部長、市民安全推進課長、住宅政策課長

【計画的な都市づくり、道路・交通】

建設局長、都市計画部長、都市整備部長、道路部長、都市政策課長、都市計画課長、都市整備課長、飯山満土地区画整理事務所長、道路計画課長、道路建設課長

【汚水処理、自然との共生、環境負荷の低減】

建設局長、環境部長、都市整備部長、下水道部長、環境政策課長、資源循環課長、公園緑地課長、下水道河川計画課長

<欠席委員>

片桐委員

次第

1. 議題

(1) 基本計画（素案）について

2. その他

(1) 今後のスケジュール

傍聴者 8名

会議の公開・非公開の区分 公開

議事内容：

開会（10時00分）

○ 政策企画課長補佐

定刻となりましたので、ただいまより第7回船橋市総合計画審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、御参加いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、政策企画課の國澤です。本日の資料を確認させていただきます。

（資料の確認）

本日の審議は2時間程度を予定しております。また、前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、会議途中で窓を開けて換気をさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

続きまして、委員の出欠について御報告いたします。

本日、欠席者はいません。委員19名のうち、来場の方が8名、オンライン参加の方が11名、合計19名の方に御出席いただいておりますことから、船橋市総合計画審議会条例第5条第2項に規定されております会議の開催要件を満たしていることを御報告いたします。

また、傍聴につきましては、事前に傍聴者の定員を10名程度として市のホームページに掲載させていただきました。本日傍聴者につきましては、会場の関係から別室にてオンラインで傍聴する形式となっております。

なお、本日8名の傍聴者がいらっしゃいますことを御報告いたします。

それでは、船橋市総合計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。宮脇会長、よろしくをお願いいたします。

1. 議題

○ 宮脇会長

議事に入る前に、傍聴者の方に傍聴用の別室に入場いただきます。傍聴者の方は、受付の際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

1. 議題

（1） 議題1「基本計画（素案）について」

○ 政策企画課長

前回から引き続き、基本計画（素案）について御審議いただきます。まず、前回の第6回審議会の中で御指摘いただきました「当施策における主な取り組み」について、改めてこの位置づけについて御説明いたします。

資料1の「各階層の掲載内容」を御覧ください。「主な取り組み」については、3階層で構成される総合計画の2階層目の基本計画に位置付けております。基本計画の24本の基本施策における各施策を推進するために実施する個別事業の代表的なものを複数束ねて「主な取り組み」として整理し、記載しています。具体的な個別事業は実施計画で記載するため、「主な取り組み」については、基本計画における施策と、実施計画における事業の間と位置付けております。この考え方で整理しておりますが、審議会で御指摘いただいたとおり、主な取り組みの「記載レベルが大きすぎるもの」、または、「抽象的すぎて内容が分かりづらいもの」がございます。そういったものについては、御意見を踏まえるとともに、市においても改めて精査を行い、記載内容の具体化や例示を行うなど検討したいと考えております。

前回の第6回及び本日の第7回でいただいた御意見を踏まえた、第6回および第7回の素案の修正案につきましては、10月に予定しております第8回の審議会において、お示しする予定です。

なお、前回、今回と委員の皆様からいただいた事前意見を一覧にして会議資料として配布しておりますが、事前意見はこれら以外にもいただいております。詳細な文言修正に関する御意見については、会議当日は取り扱っておりませんが、素案に反映する文言修正の御意見については一覧にして、修正案を示す際に併せてお示いたします。

それでは、今回の審議対象の説明に入らせていただきます。今回の審議対象は、都市基盤・環境の分野として、都市基盤、環境分野として、15_住まい、19_計画的な都市づくり、20_道路・交通、21_汚水処理、22_自然との共生、23_環境負荷の低減の6つの基本施策となります。それでは順に概要について御説明いたします。

【基本施策 15. 住まい】

「住まい」の分野について御説明いたします。本市は、人口増加に伴い総住宅数や世帯数が増加する中、高齢者世帯の増加や世帯当たり人員の減少が進んでおり、住まいに対するニーズが多様化しています。この「住まい」の分野では、地域包括ケアシステムにおける分野の1つとして、住み慣れた地域で安心して暮らせる住環境の整備や住宅ストックの適正な管理と質の向上に取り組むにあたり、2つの施策を推進します。

1つ目の施策は「住宅セーフティネットの充実」です。この施策では、居住ニーズが多様化する中でも、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう、市営住宅や民間賃貸住宅の住まいと入居・生活支援に係るサービス等を一体的に提供する、住宅セーフティネットの構築を行います。

2つ目の施策は「住宅ストックの適正な管理と質の向上」です。この施策では、各世帯が長期にわたって住み続けられ、次世代に引き継がれる良質な住宅ストックを形成するため、住宅のバリアフリー化を支援するほか、分譲マンションの管理組合による主体的な維持管理を促進します。また、空き家の適正管理や管理不全の空き家の解消のため、相談体制の整備や情報発信のほか、空き家の有効活用の手法の検討・実施を行います。当施策の説明は以上です。

【基本施策 19. 計画的な都市づくり】

「計画的な都市づくり」の分野について説明いたします。本市では、都市計画に関する基本的な方針を定めるものとして「船橋市都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりのための施策に取り組んでいます。このことを踏まえ、この「計画的な都市づくり」の分野では2つの施策を推進します。

1つ目の施策は「持続可能なまちづくり」です。この施策では、将来にわたり現在のまちの利便性や賑わいを維持・充実するため、都市機能の誘導区域や誘導施設の設定等を通じて、地域の特性に応じた新たなまちづくりを推進します。

2つ目の施策は「良好な市街地の整備」です。この施策では、賑わいのある拠点や便利で住み良い住環境の創出のため、地域特性に応じた市街地整備を進めます。

【基本施策 20. 道路・交通】

「道路・交通」の分野について御説明いたします。本市は、昭和30年から50年代の人口急増期に学校建設を優先したことに伴い、道路整備が遅れた経緯があります。慢性的な渋滞の解消や安全対策などの道路の環境整備は、市として継続的な課題となっていることから、市民ニーズも踏まえながら継続して取り組む必要があります。こうした現状に対し、この「道路・交通」の分野では4つの施策を推進します。

1つ目の施策は「歩行者空間の整備」です。この施策では、歩行者が道路を安全・安心に通行できるよう、生活道路の安全対策を行うほか、無電柱化の検討を行います。

2つ目の施策は「自転車利用環境の整備」です。自転車の利用を促進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車利用環境を整備します。また、放置自転車を減少させるため、駐輪場の利用状況に則した利用方法や整備等の検討、放置自転車の計画的な移送及び街頭指導員による見回りを実施します。

3つ目の施策は「道路ネットワークの構築」です。この施策では、交通渋滞を解消し、円滑

な道路ネットワークを構築するため、計画的な都市計画道路の整備や交差点改良等を推進するほか、国及び県に道路整備の要望を行い市道との連携を図ります。

4つ目の施策は「地域公共交通の活性化」です。この施策では、高齢者をはじめ市民が市内を快適に移動できるよう、公共交通不便地域に対する支援を行うほか、公共交通利用を促進します。

【基本施策 21. 汚水処理】

「汚水処理」の分野について御説明いたします。下水道や浄化槽等の汚水処理施設は、生活環境の改善、河川等の公共用水域の水質保全等、衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものです。本市では、下水道の整備を市街化区域において優先的に進めるとともに、下水道が利用できない区域では浄化槽による汚水処理を実施し、汚水処理人口普及率は令和2（2020）年度末で97.1%まで上昇しています。こうした現状を踏まえ、この「汚水処理」の分野では2つの施策を推進します。

1つ目の施策は「下水道の整備と管理」です。この施策では、生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域の下水道整備を優先的に進め概成を目指すとともに、市街化調整区域の整備について検討を行います。また、下水道事業を持続可能かつ安定的な運営とするため、計画的な点検・調査及び改築を行うほか、経営状況や社会情勢の変化等を踏まえた計画的・効率的な経営を行います。

2つ目の施策は「し尿処理体制の充実」です。この施策では、生活排水を浄化槽で適切に処理し、公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の適正管理を啓発するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進します。また、西浦処理場を減少傾向にあるし尿・浄化槽汚泥の搬入量に合わせた処理施設にするとともに、濃縮した汚泥を再生可能エネルギーとして供給できる施設として再整備を行います。

【基本施策 22. 自然との共生】

「自然との共生」の分野について御説明いたします。水や緑は、人々に安らぎや潤いを与え、様々な生物を育むなど、都市にとってかけがえのないものです。この環境を大切にするため、この「自然との共生」の分野では3つの施策を推進します。

1つ目の施策は「水環境の保全」です。市民の憩いや交流の場の創出のほか、生物の生息・生育環境や多様な水辺の景観を形成するとともに、地下水のかん養や流域内の保水機能を確保するため、多自然川づくりや調整池等を活用した水辺空間の整備を推進します。

2つ目の施策は「緑の保全と公園緑地の整備」です。この施策では、本市の特性を踏まえた景観や緑のネットワークを形成・維持するとともに、市民が豊かな緑を感じられるよう、樹林地等の緑を保全・活用するほか、公園緑地の整備を推進します。

3つ目の施策は「生物多様性の保全・利用」です。この施策では、生物多様性の保全のため、市内の動植物の生息状況を把握し、自然環境の保全の施策に結びます。また、本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る意識を醸成するため、市民・事業者に対して環境に関する情報発信を行うほか、環境保全活動や環境学習等のイベントを実施します。

【基本施策 23. 環境負荷の低減】

「環境負荷の低減」の分野について説明いたします。人口増加に伴うごみ発生量の増加や、海洋プラスチックごみや地球温暖化等の環境問題に対応するため、この分野では3つの施策を掲げ、資源を無駄なく循環させる社会や持続可能な地球を未来へ繋ぐ社会づくりを推進しています。

1つ目の施策は「ごみの適正処理」です。この施策では、資源を無駄なく循環させる社会を構築するため、ごみの排出抑制と資源化を通じた更なる循環型社会を推進するとともに、廃プラスチック対策として啓発活動を行います。また、不法投棄のないまちとするため、廃棄物の適正処理に向けた事業者等への指導を行うほか、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。

2つ目の施策は「地球温暖化対策の推進」です。この施策では、脱炭素社会を実現するため、温室効果ガスを削減する取り組みと、地球温暖化の影響に対応するための取り組みについて、市民・事業者と連携して推進します。

3つ目の施策は「生活環境の保全」です。この施策では、まちの環境美化のため、市内一斉清掃や路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発を行います。また、大気環境を改善し、市民の健康被害を生じさせないよう、事業者の大気汚染物質の排出抑制の指導を行います。

以上が本日御審議いただく基本施策の説明となります。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。今回も「基本計画（素案）」の審議となりますが、議事の進め方としては、前回と同様、まず事前に御意見をいただいている委員の方に意見の趣旨等の説明を御発言いただきます。その御意見に対して、市の見解や考え方について回答をいただきます。それを受けて、意見の提案者を含め、委員の方から追加の意見があれば御発言いただき、必要に応じて市側からも回答をいただく流れで進めていきたいと思っております。

【基本施策 15. 住まい】

○ 宮脇会長

資料3の一覧の1番、2番目の宇於崎委員から意見の内容について説明をお願いいたします。

○ 宇於崎委員

1点目は、＜現状と課題＞の施策1の住宅セーフティネットの充実について、すでに居住支援協議会による「住まいのサポート船橋」が設置されているようですので、＜施策の方向＞の施策1の文章を「提供する、相談窓口『住まいのサポート船橋』を含め、住宅セーフティネットの更なる構築を行います」とするのはいかがでしょうか。

2点目は、当施策における主な取り組みの1つに「高齢者の住み替えや親世帯と子育て世帯の近居同居の支援」とまとめて記載されていますが、親世帯と子世帯との近居同居は、高齢者をフォローする施策と、親世帯による子育て世帯の援助の2つの施策があると思っており、うまく切り分けてはどうかという意見です。

○ 住宅政策課長

1点目は、御指摘を踏まえ＜施策の方向＞ではなく、主な取り組みの中に「住まいのサポート船橋における民間賃貸住宅への入居支援(居住支援協議会)」といった形で文言を追加することを検討します。

2点目は、親世帯と子育て世帯の近居同居の支援について、高齢者世帯や子育て世帯等が抱える住まいのニーズに両面から応えるための取り組みであることから、捉え方の問題ですが本市として同一の取り組みとして整理しています。

○ 宮脇会長

その他、施策1と施策2について御意見はありますか。それでは、住まいについては以上とさせていただきます。

【基本施策 19. 計画的な都市づくり】

○ 宮脇会長

資料3の一覧の3番目の宇於崎委員から御意見の説明をお願いいたします。

○ 宇於崎委員

＜現状と課題＞の【持続可能なまちづくり】2つ目の説明文冒頭の「将来的に人口減少が見込まれる地域では」は、この文章全体にかかるのでしょうか。文章後段に「今後は、少子高齢化や将来的な人口減少の状況において、…都市計画が求められています」とありますが、課題は明白な一方、打つ手はほぼないと考えております。＜施策の方向＞の当施策における主な取

り組みでは、『船橋市都市計画マスタープラン』に基づく土地利用の規制・誘導や『立地適正化計画』に基づく都市機能や施設の誘導を挙げていますが、この課題に対して都市計画では対処できないことが考えられます。福祉施策など都市計画以外の対処方法も必要だと思いますので文章の再考をお願いしたいと思います。

○ 都市政策課長

御指摘の現状課題の文章後段「今後は、少子高齢化や将来的な人口減少の状況において、現在の利便性や賑わいを維持・充実する都市計画が求められています。」は、前段の「将来的に人口減少が見込まれる地域」に限定するものではなく、市全体を捉えての課題として整理しています。しかしながら現状では、同じ段落の文章に記載しており、前段の「将来的に人口減少が見込まれる地域」が後段にも掛かっているように見えてしまうため、前段と後段の箇条書きを分けるなど、記載内容の修正を検討します。また、後段が市全体を捉えての課題だとしても、この課題に対しては御指摘のとおり、都市計画分野だけで解決するものではなく、福祉や産業など他分野の施策と併せて取り組む必要があると考えております。

○ 宮協会長

その他、御指摘事項はありますでしょうか。

私の方から宇於崎委員が御指摘した箇所について、抽象的なことで申し訳ありませんが教えてください。施策1【持続可能なまちづくり】という表現になっていますが、都市計画分野ではどのようなイメージになるのでしょうか。コンパクトシティ型に軸足を置いている自治体もありますが、そうでない自治体も見受けられます。船橋市はどこに軸足を置き【持続可能なまちづくり】を実現しようとしているのでしょうか。

○ 都市政策課長

立地適正化計画に関することで御説明させていただきます。立地適正化計画は、本市では現在策定中であり、コンパクト+ネットワークの重要性を国が示している内容になります。しかし、船橋市はすでにコンパクトになっている部分もあると考えています。実際にコンパクトなまちであることから、立地適正化計画は不要なのではという考えも一時ありましたが、市民の皆様アンケートを取ったところ、今の船橋市は利便性が高いという結果を得ました。ただし、将来的には人口減少が進んでいくということもありますので、人口が減少する中でも利便性の高い現状を維持するために、今から立地適正化計画を策定しようとしています。

○ 土屋委員

<現状と課題>のうち【良好な市街地の整備】の3つ目に、「住宅が密集しているという課題があります」という文章があります。これに対して、<施策の方向>では、施策2として、「二和東5丁目市有地活用事業の推進」があります。国有地を開発することで、住宅が密集している現状の課題は解決できるのでしょうか。この課題に対する改善案はあるのでしょうか。

○ 政策企画課長

二和向台駅周辺の地区につきましては、北部地域の玄関口としてのポテンシャルとして、公園整備不足や道路形状の課題に対し、国有地を利用して改善していこうとしています。この事業自体が、住宅密集対策という位置づけのものではなく、住宅が密集している中で少しでも利便性を改善する事業ということで、記載させていただいております。

○ 宮協会長

細かいことで恐縮ですが、住宅が密集している課題について、住宅密集自体を解決するのではなく、そういう状況の中で利便性を改善していきたいという趣旨でよいのでしょうか。

○ 政策企画課長

そのような考えで取り組みを記載しています。

○ 宮協会長

今回の文章を見ていると、前半と後半の文章の意味が繋がらない箇所が見受けられます。前回の審議会でも御指摘があり、市でも検討いただいています。市民の皆様が読んだ際に、理

解・解釈の違いが起こらないような文章を作ることが大事かと思います。その他、御意見いかがでしょうか。それでは計画的な都市づくりについては以上とさせていただきます。

【基本施策 20. 道路・交通】

○ 宮脇会長

本施策は事前意見をいただいております。この場でお気づきの点があれば御発言をお願いいたします。

○ 柏木委員

＜現状と課題＞の【地域公共交通の活性化】1番下の文書では、「誰もが公共交通を使いやすくなる仕組みの構築を検討しています」と記載されています。＜施策の方向＞の施策4「地域公共交通の活性化」の主な取り組みとして「公共交通の利用促進」が記載されていますが、具体的にはどういう方向性をイメージされているのか、補足いただけますでしょうか。

○ 道路計画課長

道路計画課では、地域公共交通計画を策定中であり、その中で持続可能な公共交通の在り方などを検討しています。現在の課題は、利用者が減少していることであり、利用しやすい公共交通の環境整備などと併せて、解決策を検討しているところです。具体的にどのような形でまとめるかについては、計画策定中であるためお示しできませんが、誰もが公共交通を使いやすくなるようにという視点で策定しています。

○ 柏木委員

まちづくりの問題も含め、全ての市民の皆様の良いものを提供することは難しい課題だと思いますが、今検討中ということで理解しました。書きぶりの問題になりますが、少し方向性が発散しており、スムーズに文章が書かれていない箇所があると思います。先ほど御指摘がありましたコンパクトシティ型のまちづくりのお話を含め、庁内で整合を図りながら文章を整えていただけると、市民の皆様にもわかりやすい文章になると思います。

○ 宮脇会長

誰もが公共交通を使いやすくなる仕組みの構築ということであれば、公共交通のバス利用客を増やしていくなどが挙げられるかと思います。市としては、利用客は横ばいを確保するためにどう努力していくかという回答でした。具体的な事業は、実施計画ベースで検討されているということで審議会として理解していますが、方向性が総花的でどうしても見えづらいという御意見だと思います。文章の中である程度具体的な内容が見える形にしていいただければと思います。

○ 平川委員

施策2「自転車利用環境の整備」についてお聞きします。＜現状と課題＞2つ目について、「本市では、車道での自転車走行環境の整備を進めていますが、幅員が不足している道路や自転車走行空間が明確でない道路において、歩行者や自転車利用者の安全な通行が妨げられるケースが発生しています。」とあります。

安全な通行が妨げられるケースは新たに発生している問題なのか、それとも従前の問題なのかについて御説明をお願いします。また、「歩行者の安全な通行」とは、歩行者を自動車から守るということなのか、何を持って安全なのかについて御説明をお願いします。

○ 道路建設課長

1点目の御質問については、従前からの問題ということで対応しております。

2点目の御質問については、道路交通法が改正により、自転車は路肩を走ることとなりました。しかしながら、自転車レーンがないために自転車が歩道を通行することにより、歩行者との接触事故が発生し、自転車利用者が歩行者の安全な通行を妨げているケースが発生しています。

- 平川委員
歩行者と自転車が同じ空間を走行しているから危険ということでしょうか。
- 道路建設課長
歩道を自転車が走ることで歩行者との接触があるため危険だということを想定して記載しています。自転車が歩道から車道へ走行してもらえよう、車道の路肩に自転車レーンを新たに作っていきます。
- 宮脇会長
その他、御指摘事項はありますか。
＜施策の方向性＞施策1「歩行者空間の整備」の本文では無電柱の検討となっておりますが、主な取り組みでは無電柱化の推進となっており、言葉の不整合が見受けられます。また、施策4のタイトルは「地域公共交通の活性化」で、その主な取り組みは「公共交通の利用促進」となっております。本来、主な取り組みは施策より具体的であるはずが、体系的な整理ができておらず、理解が共有できない部分があります。市でもう少し体系的な整理について御検討いただくということをお願いしたいと思います。委員の皆様は、同じようなことであっても繰り返して構いませんので御指摘いただき、市民の皆様にとってわかりやすい表現について御意見いただければと思います。

【基本施策 21. 汚水処理】

- 宮脇会長
本施策は事前意見をいただいております。お気づきの点があれば御発言いただければと思います。
- 小林委員
＜現状と課題＞【下水道の整備と管理】の3点目につきまして、「10年間の投資・財政計画」を定めているとあります。＜施策の方向＞施策1の説明文では、「計画的な点検・調査及び改築を行うほか、経営状況や社会情勢の変化等を踏まえた計画的・効率的な経営を行います。」とあります。今までの下水道整備は普及促進が中心だったと思いますが、今後10年の課題を考えると、脱炭素社会への対応や老朽化施設への対応に移っていくと考えております。船橋市では、例えば温暖化対策として、処理途中に発生するガスを活用した発電に取り組んでおり、これは素晴らしいことだと思います。下水道料金の値上げも簡単ではないと思われませんが、財政計画を健全に保っていくために、今後10年間の投資の中で、どのような形で進めていくのか教えていただけますでしょうか。
- 下水道河川計画課長
これから問題になってくるのは、主にストックマネジメント、老朽化対策だと思います。それについては、管渠や処理場も含めストックマネジメント計画を策定し、将来的に費用を平準化しようとしています。5年毎に逐次更新していく予定であり、それにより将来的な財政の平準化を見込んでいくと考えています。
- 小林委員
老朽化に伴う改築と合わせ、省エネ化など地球温暖化対策になる施設の更新を並行して進めていただければと思います。
- 宮脇会長
私から2点教えてください。船橋市の下水道料金は千葉県内の自治体と比べると、どの位置にあるのでしょうか。令和2年度に中長期的な経営計画を立てたということですが、これ以前の計画の目標はどの程度達成されているのでしょうか。
- 下水道河川計画課長
1点目について、下水道料金の位置づけについて確認は取れていませんが、金額的には高くないと思います。

2点目について、平成30年度に企業会計に移行しましたが、それ以前の特別会計時の計画については、確認させていただきたいと思います。

○ 下水道部長

企業会計になって初めて財産の整理を行い、収入と支出のバランスを考え始めるようになりました。このことにより収支バランスのとれた経営計画は策定したところです。

○ 宮脇会長

財務会計上の話は分かりますが、長期的な視野でインフラの整備をしてきたと思います。財産を把握できないということで、維持更新が遅れているというのは現実問題あると思いますが、企業会計移行前についても一定の計画に基づいて整備してきたのではないのでしょうか。

○ 下水道部長

下水道の汚水整備に関しては、令和2年度普及率90%、令和6年度市街化区域の概成を目指して整備を進めています。令和2年度普及率はすでに目標を達成しています。

○ 企画財政部長

会長から下水道料金について御質問がありました。現在、下水道の料金を4年に1度見直すという方向で進めています。2年前に一度整理させていただき、今後も4年に1度見直してまいります。

○ 宮脇会長

下水道の料金は産業政策や都市計画と密接に関係しています。他分野を含めた全体像として考えていかないといけないと思います。市の組織ではそれぞれの専門分野があるため、この場の委員のお力の中で御指摘いただければと思います。それでは汚水処理については以上とさせていただきます。

【基本施策 22. 自然との共生】

○ 宮脇会長

資料3の4番目の宇於崎委員から御意見の説明をお願いいたします。

○ 宇於崎委員

これまでの議論でも市有地の開発について御説明がありましたが、そういう機会に合わせて公園や緑地を増やすというような積極的な施策が記載できないのでしょうか。

○ 公園緑地課長

本市では、市内を54の地区に分け、公園が不足している地区から優先的に公園を整備するよう計画しております。本市においては住宅建築などの民間開発需要が高く公共による公園整備が中々実施できない状況がありますが、開発施行者に対して適正な指導を行うことにより公園等を確保していきます。

また、今後市有地を活用する場合におきましては、公園の整備についても検討してまいります。

○ 宇於崎委員

民地での公園整備が難しいのはわかっていますので、市有地でやるのであれば、立体公園制度を使うなど、緑を増やすことが可能だということで提案させていただきました。

○ 宮脇会長

<現状と課題>【緑の保全と公園緑地の整備】の2点目で、「都市公園面積について市民一人当たり5.0㎡を目指し」という表現をしていますが、行田公園のような大きな公園から子育てのための公園など様々な種類があると思います。船橋市では、どのような方向性で整備を進めていくのでしょうか。

○ 公園緑地課長

子育て世代が利用する公園も含め、都市公園としての基準を満たす公園を整備していきたいと考えています。

- 平川委員

＜施策の方向＞施策3の当施策における主な取り組み、「ふなばし三番瀬環境学習館の活用等による三番瀬の保全」について、三番瀬の保全と学習館の活用は別の施策に見えるため、分けてはどうでしょうか。
- 環境部長

三番瀬環境学習館では、三番瀬の生き物や生育状態を見る取り組みを行っています。三番瀬が船橋市にある意義と、その生物の大切さを市民の皆様にも知ってもらうことも三番瀬の保全に繋がるものと考えており、現状は三番瀬の保全の中に環境学習を位置付けています。
- 宮脇会長

その他いかがでしょうか。それでは、自然との共生については以上とさせていただきます。

【基本施策 23. 環境負荷の低減】

- 宮脇会長

資料3の一覧の5番目の矢部委員から御意見の説明をお願いいたします。
- 矢部委員

＜施策の方向＞施策2の当施策における主な取り組みに関する意見になります。温室効果ガスの削減は産業部門で約55%削減されているということですが、市のホームページによると家庭部門の取り組みでは、「環境にやさしい電気を選ぼう」、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」など、一人一人の市民の皆様が家庭で取れるアクションとしてサステナブルな住まいの実現を掲げています。市民の皆様も貢献できる取り組みとして追加してはいかがでしょうか。
- 環境政策課長

市では市民の皆様に対して、「環境にやさしい電気を選ぼう」、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」等の取り組みについて、ホームページで情報提供しているところです。基本計画の主な取り組みでは、市民・事業者も対象に「省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギーの普及促進」として整理しています。具体的には下の計画にある、昨年度末に策定した地球温暖化対策実行計画の中で、住宅への再生可能エネルギー利用設備等の設置推進を掲げて取り組んでまいりたいと考えています。
- 矢部委員

ここに含まれていますと言われてしまえばそうですが、市民の皆様にはわかりやすく、明確なポイントをついた内容を伝える必要があると思います。例えば、1つ1つの住宅の省エネ化を進めていくのであれば、どのような省エネ設備なのか、また、対象は市内の事業所・工場なのか、それとも家庭なのかということを書き分けていただくとよりわかりやすいと思います。

また、この取り組みが「省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギーの普及促進」に含まれているのであれば、＜現状と課題＞にはどの程度の世帯が省エネ対策をしているのかなど、現状値や目標値がなく、データが欠けていると思います。＜現状と課題＞に今の取り組み状況の分析とフォローアップの数値があるといいのかなと思います。
- 宮脇会長

審議の責務を果たすためには、含まれているということを確認することができない状況がありますが、最終的には、計画体系として実施計画とセットで市民の皆様にも提示されることになり、その段階であれば市民の皆様も確認できると思います。その点について、事務局には、全て書き込むことは難しいと思いますが、いただいた御意見に対して、担当課と調整いただき明確に言える部分は具体的に体系化していただきたいと思います。2番目の御指摘については、全体の総合計画ができた段階で、各課の工夫を織り込んでもらえればと思います。
- 大川委員

＜施策の方向＞施策1【ごみの適正処理】では、ごみになってしまった後にフォーカスを当てていますが、そもそもごみを作らないということも重要だと思います。レジ袋が有料化され

1年が経過する中で、4Rや5Rの要素が多少入ってもよいのではと思います。ごみの削減は、事業者や消費者など、それぞれの段階で意識することが大切だと思います。

○ 宮脇会長

ごみの処理という視点だけでなく、ごみを生まないという視点について、どのように捉えたらよいかということだと思います。

○ 環境部長

SDGsのターゲット12について、「つくる責任、つかう責任」が掲げられています。排出される前状態として、いかにごみ自体を排出しない世の中を作っていくかという視点が、環境行政の中で重要だと思います。本市としては、リデュースとして、ごみにならない努力を進めているところです。現状の中でごみの適正処理の中に、今御意見いただいた、あくまで排出前の段階についてどのように市民の皆様伝えていくかということについて、一般廃棄物処理基本計画を策定しているところですので、総合計画での位置づけも改めて検討したいと思います。

○ 大川委員

市民の皆様に見ていただく際に、自身が取り組むことが見えるよう、記載の検討をいただければと思います。

○ 牛山副会長

書きぶりの問題かもしれませんが、課題と施策の方向と取り組みがマッチングしていないところがあります。例えば、＜現状と課題＞施策3【生活環境の保全】では、路上喫煙について、熱心に記載されていますが、未だに条例違反が見受けられるため直ちに違反者への過料を科すこととしたとあります。＜施策の方向＞では当施策の主な取り組みとしては、「路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発」として、＜現状と課題＞では厳しく取り組む姿勢を示しているのに対し、トーンダウンした内容になっています。事務局で見直していただいているということですので、路上喫煙についても検討いただければと思います。

○ 環境部長

路上喫煙に関して、7月1日から、路上喫煙やポイ捨ての違反者を対象に過料徴収しているところです。昨年度は、1か月当たり200名程度勧告していましたが、現状の数値では10分の1に減少しています。コロナ禍にあり、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言中であるため、単純比較できるものではないと思いますが、本市として過料徴収に切り替えたことによる影響について検証していきたいと思います。課題に対する＜施策の方向＞の整理については、事務局と検討して整理したいと思います。

○ 宮脇会長

各担当課が努力いただいている内容が伝わりきれていない状況だと思います。繰り返しますが、その辺りは事務局で御尽力いただければと思います。

○ 土屋委員

ポイ捨ての話について、環境負荷の低減の中で取り組んでいますが、この問題は市民の健康にもつながると思います。複数の分野に関連している問題とっており、明確な意見ではありませんが、他分野との関係について確認したいと思います。

○ 宮脇会長

難しい問題ですが、市民の皆様により十分理解いただくためには、重点化するなど工夫をして伝えていくことが大事だと思います。今の御指摘についても事務局で検討していただければと思います。それでは、環境負荷の低減については以上とさせていただきます。

以上で、本日の議題となっている基本施策の審議が終了しました。委員の皆様からの御意見を踏まえ、基本計画に反映すべき意見等についての集約方法については、会長及び副会長で事務局と調整させていただきたいと考えておりますが、御一任いただくものとしてよろしいでしょうか。それでは、本日の議題は以上となります。それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

2. その他（次回の予定）

○ 政策企画課総合計画係長

本日も長時間にわたり、ありがとうございました。本日の資料は後日、市のホームページに掲載いたします。また、本日の会議録について、事務局で作成し次第、メール等で送付させていただきますので、御確認くださいませようお願いいたします。次回以降の当審議会の予定を御案内いたします。次回の第8回は10月13日、その次の第9回が10月22日で、時間はいずれも14時から、会場はこちらの第1会議室となりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、次回以降の事前意見の御提出について御連絡いたします。第8回の審議会の審議対象に対する事前意見については、9月17日まで、第9回の審議対象に対する事前意見については、10月1日までにそれぞれ御提出をお願いいたします。また、第8回及び第9回の出欠の確認については、後日皆様に改めて御案内いたします。なお、次回以降も、8月10日にお渡ししました基本計画素案の第8回10月上旬の分、第9回10月下旬の分をそれぞれ使用いたしますので、特にオンライン参加の方はお手元に保管くださいますようお願いいたします。

最後に、本日お車でお越しの方がいらっしゃいましたら、駐車券にスタンプを押させていただきますので、帰りの際に出入り付近にいる事務局職員までお申し付けください。

事務局からの連絡事項は以上です。

○ 宮脇会長

それでは以上をもちまして本日の会議は終了いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

閉会（11時50分）
以上